

与謝野町財政計画の更新案（令和 5 年 1 2 月時点）

令和 3 年 3 月に策定した「与謝野町財政計画」（以下、「財政計画」）の各指標等の推移について、令和 5 年度 1 2 月時点の状況を反映し、以下のとおり更新します。

<参考>

-財政計画に示している対策-

①新たな予算編成手法の導入（枠配分予算と総合計画を重視した予算編成手法）

⇒各事務事業と総合計画の関連性をさらに強めることで各分野・施策での事務事業の優先順位付けを行う等、限られた行政資源をより効果的に予算配分できるように、枠配分予算と総合計画を重視した予算編成手法を研究し導入します。

⇒令和 4 年度～令和 10 年度の期間の**各年度の臨時財政対策債を含む地方債借入額を 10 億円規模に抑制することを方針とします**。ただし、大規模事業の実施で 10 億円を大きく超過する場合は 2～3 年度で平均 10 億円規模を維持するなど平準化を図ります。また、災害復旧に係る地方債は対象外とします。

②特別会計への繰出金の抑制

⇒特に下水道特別会計の繰出金が大きく、効率的・効果的な運営を目指すことはもちろん、適正な料金水準とすることにより、一般会計の繰出金の抑制を目指します。

③公共施設の今後の方針の実行

⇒「与謝野町公共施設等総合管理計画」に基づいて今後の公共施設のあり方を検討し、施設の廃止や統合、移譲等の方針を実行します。実行の段階においては、個別具体的な計画・方針をもって、利用者等への丁寧な説明と合意形成に努めます。

I 一般会計の歳入・歳出推移

一般会計の令和 4 年度から令和 10 年度の 7 年間の一般会計歳入・歳出各項目の決算ベースでの推移を以下のとおり示します。人口減少などにより縮小する歳入規模に対して、歳出各項目を見直しながら歳入規模に見合う歳出規模に抑制します。なお、災害等の特殊事情は見込んでいません。

※令和 5 年度には令和 4 年度からの繰越額を含んでいます。

※令和 6 年度には令和 5 年度からの繰越額を含んでいます。

※決算ベースでの推移なので、令和 5 年度は予算と一致しません。

① 一般会計の歳入推移

町税については、新型コロナウイルスの影響による減少やその後の回復により増減しますが、以降は人口減少の影響も見込み、緩やかな減少としています。令和 6 年度までは財政調整基金からの繰入が必要ですが、

令和 7 年以降は公債費の減少等が見込まれることから、特定目的基金のみの繰入れとします。地方債については、給食センター整備事業と野田川地域認定こども園の整備事業を実施する令和 6～8 年度は、計画期間内での地方債発行額を年平均 10 億円規模（9.9 億円）にするよう、地域振興基金（約 7 億円）を繰入れて財政調整しています。

地方交付税は引き続き歳入の大部分を占めることとなりますが、人口減少に伴い緩やかに減少することを基本とし、さらに公債費に算入される交付税分を増減させています。計画期間内で 4.3 億円減少します。

【令和 10 年度までの一般会計歳入推移】

| (単位：億円) | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R4>R10 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 町税 | 18.1 | 18.8 | 18.6 | 18.3 | 18.2 | 18.1 | 17.9 | 17.8 | ▲ 1.0 |
| 譲与税/交付金等 | 6.8 | 6.5 | 6.9 | 6.8 | 6.8 | 6.8 | 6.7 | 6.7 | 0.2 |
| 国府支出金 | 28.1 | 22.6 | 19.9 | 17.7 | 17.5 | 16.8 | 16.7 | 16.4 | ▲ 6.2 |
| 地方債 | 13.1 | 5.3 | 7.0 | 13.2 | 16.7 | 10.8 | 11.0 | 5.2 | ▲ 0.1 |
| 地方交付税 | 59.7 | 58.6 | 56.4 | 55.9 | 54.7 | 54.3 | 54.3 | 54.3 | ▲ 4.3 |
| 繰入金 | 0.1 | 0.8 | 5.5 | 3.6 | 2.5 | 2.9 | 0.5 | 0.5 | ▲ 0.3 |
| その他 | 8.4 | 9.5 | 6.7 | 6.7 | 6.7 | 6.7 | 6.7 | 6.7 | ▲ 2.8 |
| 合計 | 134.3 | 122.1 | 121.0 | 122.2 | 123.1 | 116.4 | 113.8 | 107.6 | ▲ 14.5 |

＜地域振興基金の活用について＞

旧合併特例債の活用期間が令和 7 年度で終了することから、今後の公債費と普通交付税額の推移を勘案し、ハード事業においても町債の借入だけでなく旧合併特例債によって造成した地域振興基金の活用を視野に入れた財政運営が必要となります。

地域振興基金の活用は、与謝野町地域振興基金条例に基づき、町民の連携強化及び地域振興を図るため、新町まちづくり計画に掲げる次の事業に活用します。

- (1) 安心とほろあいのある福祉社会づくり
- (2) 伝統から未来を拓く産業づくり
- (3) 自然と生命を守る基盤づくり
- (4) 快適でやすらぎのある生活環境づくり
- (5) 明日の人材を育む学びの風土づくり

② 一般会計の歳出推移

歳出については各事務事業の見直しを行う等、規模抑制を進めます。公債費は令和 5 年度に 1.37 億円の繰上償還を実施することとし（歳入でも減債基金繰入金を 1.37 億円計上しています）、地方債の発行抑制などにより、計画期間内で 2.3 億円減少します。投資的経費については令和 5 年度～令和 7 年度で給食センター整備事業、令和 6 年度～令和 9 年度で野田川地域認定こども園整備事業を実施することとしています。繰出金は特別会計の企業債元利償還金の減少等により減少します。

【令和 10 年度までの一般会計歳出推移】

| (単位：億円) | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R4>R10 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 人件費 | 22.8 | 22.8 | 22.9 | 23.2 | 23.1 | 23.0 | 22.8 | 22.8 | 0.0 |
| 扶助費 | 18.8 | 16.3 | 16.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.0 | ▲ 1.3 |
| 公債費 | 16.9 | 16.6 | 17.6 | 14.7 | 14.4 | 13.7 | 14.0 | 14.3 | ▲ 2.3 |
| 物件費 | 18.0 | 17.2 | 15.6 | 15.3 | 15.0 | 14.7 | 14.6 | 14.4 | ▲ 2.8 |
| 維持補修費 | 0.5 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | ▲ 0.1 |
| 補助費等 | 18.9 | 19.1 | 18.4 | 17.3 | 17.0 | 16.8 | 16.5 | 16.6 | ▲ 2.5 |
| 繰出金 | 20.3 | 20.4 | 20.0 | 19.6 | 19.1 | 18.8 | 18.5 | 18.2 | ▲ 2.2 |
| 積立金 | 1.0 | 0.9 | 1.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | ▲ 0.9 |
| 貸付金等 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.0 |
| 投資的経費 | 13.7 | 6.9 | 8.0 | 15.9 | 18.4 | 13.1 | 11.3 | 5.3 | ▲ 1.6 |
| 合計 | 131.1 | 121.3 | 121.0 | 122.2 | 123.1 | 116.2 | 113.8 | 107.6 | ▲ 13.7 |
| 投資的経費除く | 117.4 | 114.4 | 113.0 | 106.3 | 104.7 | 103.1 | 102.5 | 102.3 | ▲ 12.1 |

③ 一般会計の形式収支と地方債残高、基金残高の推移

各年度の歳入歳出決算額の差し引きである形式収支は以下のとおり推移します。令和7年度以降は財政調整基金の繰入りをなくす等、基金繰入金を抑えて収支均衡を図ります。

また、給食センター整備事業、野田川地域認定こども園整備事業を実施するものの、令和7年度を除いては地方債発行額がその年の元金償還金を上回る年はないため、地方債残高は大きく減少し、将来負担は軽減されます。

財政調整基金残高については、令和7年度以降、減少に歯止めがかかるよう努め、災害等の特殊事情への備えとして確保します。

【令和10年度までの一般会計の形式収支と地方債残高、基金残高の推移】

| (単位：億円) | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R4>R10 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 形式収支 | 3.2 | 0.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 地方債残高 | 142.2 | 131.5 | 121.4 | 120.4 | 123.2 | 120.8 | 118.4 | 109.9 | ▲ 21.6 |
| 基金残高 | 42.9 | 43.0 | 37.5 | 34.0 | 31.5 | 28.5 | 28.0 | 27.5 | ▲ 15.5 |
| うち財政調整基金 | 16.1 | 16.2 | 12.6 | 12.1 | 12.1 | 12.1 | 12.1 | 12.1 | ▲ 4.1 |

※基金残高は運用基金を除く一般会計の基金残高

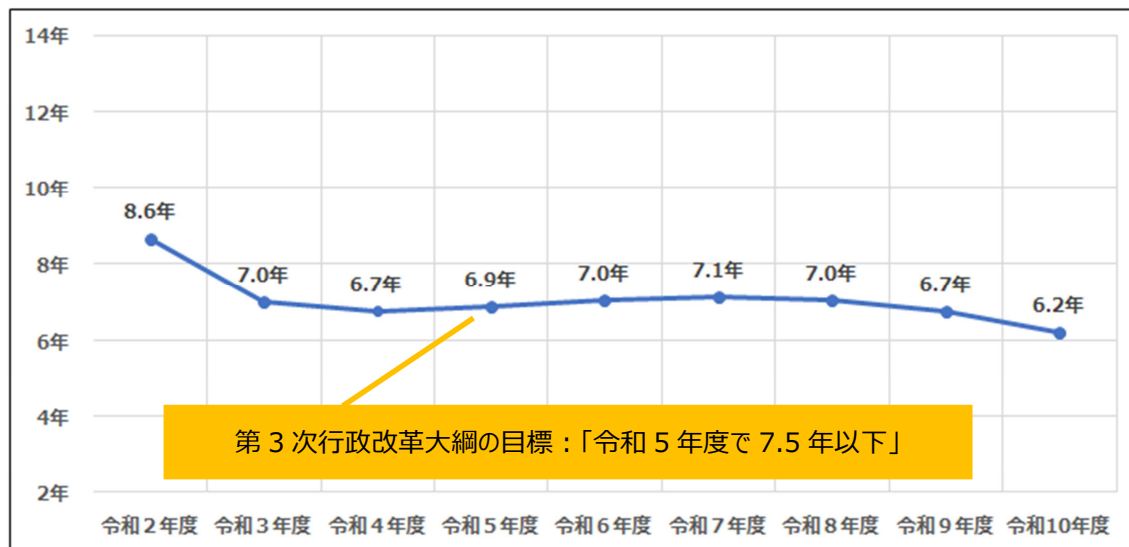
II 今後の財政指標の推移（持続可能性の確認）

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、以下のとおり推移すると試算しています。特別会計の地方債残高が大きく減少する

ことに加え、一般会計の地方債発行の抑制や事業見直しを実行することで計画期間の最終年で6.2年となる見込みです。なお、第3次行政改革大綱における目標は「令和5年度で7.5年以下」としています。

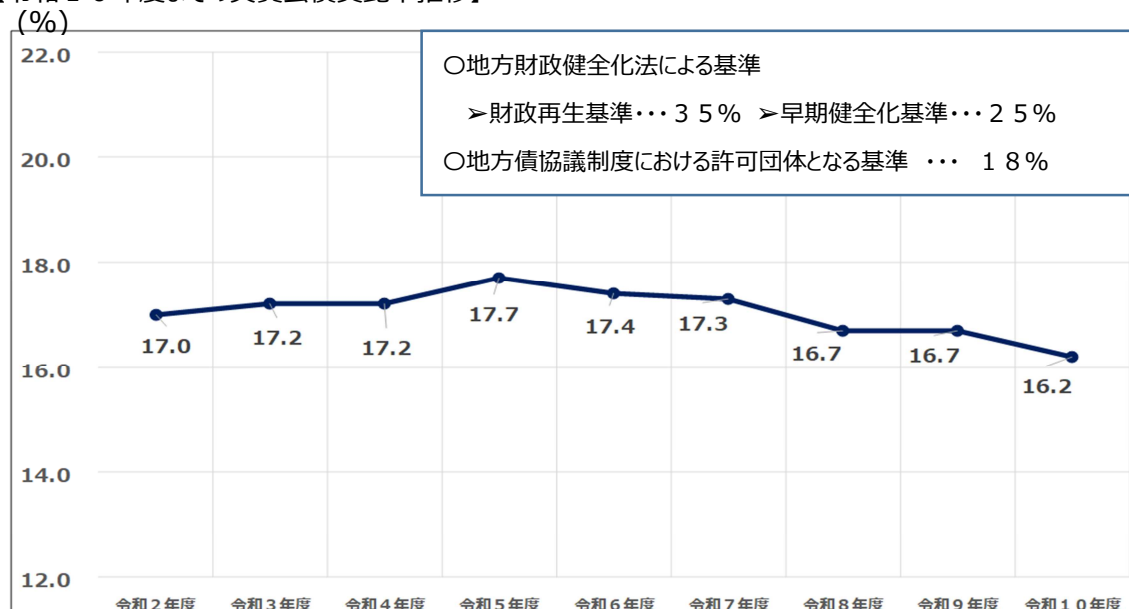
【令和10年度までの債務償還可能年数の推移】



② 実質公債費比率

今後の実質公債費比率の推移は以下のとおりと試算しています。繰上償還を実施する令和5年度までは悪化しますが、その後、過去の大規模整備事業の地方債償還の終了や特別会計の企業債償還金の減少等により、計画期間の最終年で16.2%となる見込みです。

【令和10年度までの実質公債費比率推移】



また、財政状況の評価はD評価としており、今後は徐々に改善に向かわせ、C評価へ方向を見出します。計画期間以降で債務償還可能年数6.0年以下、実質公債費比率12%以下でC評価となるよう、さらなる改善を目指します。

【債務償還可能年数と実質公債費比率の関連表】

※与謝野町独自の評価の枠組みです。一般的に使用されているものではありません。

